

高知県・土佐清水市地域還流太陽光発電事業プロポーザル審査要領

高知県・土佐清水市地域還流太陽光発電事業プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知県・土佐清水市地域還流太陽光発電事業プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類を提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は260点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

- | | |
|-------------------|-------------|
| <u>(1) 業務遂行能力</u> | <u>50点</u> |
| <u>(2) 企画提案</u> | <u>210点</u> |

3 審査委員会

提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

- (1) 日時、場所
平成25年12月19日(木)(予定)
場所 高知市内
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は、プレゼンテーション及び質疑応答を含めて1者60分程度とする。
 - ② 正式な日時、場所及び順番は別途通知する。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときは、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、「(2)企画提案」の得点が高い者から順に候補者と次点者を選定する。それでもなお同点の場合には、くじにより候補者と次点者を選定する。

審査基準

区分		評価の視点	配点
(1)業務遂行能力 (50)		・財務状態は健全か	10
		・発電事業の(企画提案)実績は十分か	10
		・事業会社設立までの業務を円滑にできる体制が確保できているか	10
		・事業会社設立後の業務を包括的かつ継続的に実施できる体制が確保できているか	20
(2) 企画 提案 (210)	全体工程表 (10)	・本業務内容を十分理解し、速やかかつ現実的な作業工程か	10
	資金計画 (10)	・適切かつ現実的な資金計画となっているか	10
	発電設備 (60)	・発電設備の配置計画(フェンス等の設置、排水対策を含む)は適切か	20
		・発電設備の機器選定方針は、具体的、効果的であり、かつ安定的に発電事業を実施できるものか	20
		・概算費用は適切に見込まれているか	20
	収支計画 (70)	・収支計算の前提条件が明確にされており、必要経費が適切に見込まれた現実的な収支計画となっているか	20
		・出資者への配当や土佐清水市への土地使用料、固定資産税など、地元への還元度合が優れているか。	30
		・剰余金の取り扱い(内部留保、配当)の考え方は適切か	10
		・リスクマネジメントについて明確な方針が示されているか	10
	県内事業者の 参画動向 (60)	・こうち型地域還流再エネ事業の意義・目的を十分理解した上で、今後の展開を考えているか	10
		・県内事業者の出資割合が高いか	20
		・地域資金の活用が見込まれるか	10
・設計、施工、保守管理に県内事業者の参入機会が確保されているか		20	
合 計			260